

## 特定事業の選定

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第6条の規定に基づき、山北駅北側定住促進住宅整備事業を特定事業として選定したので、同法第8条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果をここに公表する。

平成24年4月5日

山北町長 湯川 裕司

### 記

山北駅北側定住促進住宅整備事業については、当初の町の計画通り、民間活力の導入と、国の交付金及び入居者家賃の収入により、周辺家賃等と比較して適正な家賃設定の範囲内で、事業が実施できる目途がついたと判断したため、当該事業をPFI事業として選定する。

詳細は、山北駅北側元気づくりプランを参照のこと。

以上